

平成30年12月18日
保険局医療課医療指導監査室
(担当・内線) 室長補佐 植松(3286)
室長補佐 早坂(3286)
(代表電話) 03(5253)1111
(直通電話) 03(3595)2578

報道関係者 各位

平成29年度における保険医療機関等の 指導・監査等の実施状況について(概況)

1 指導・監査等の実施件数

個別指導	4,617件	(対前年度比	94件増)
新規個別指導	6,145件	(対前年度比	28件減)
適時調査	3,643件	(対前年度比	280件増)
監査	66件	(対前年度比	8件減)

2 取消等の状況

保険医療機関等	28件	(対前年度比	1件増)
(内訳) 指定取消	: 13件	(対前年度比	4件減)
指定取消相当	: 15件	(対前年度比	5件増)
保険医等	18人	(対前年度比	3人減)
(内訳) 登録取消	: 17人	(対前年度比	2人減)
登録取消相当	: 1人	(対前年度比	1人減)

特徴等

- ・ 保険医療機関等の指定取消処分(指定取消相当を含む。)の原因(不正内容)を見ると、不正請求(架空請求、付増請求、振替請求、二重請求)がそのほとんどを占めている。
- ・ 指定取消処分(指定取消相当を含む。)に係る端緒としては、保険者、医療機関従事者等、医療費通知に基づく被保険者等からの通報が21件と取消(指定取消相当を含む。)件数の多数を占めている。

3 返還金額

保険医療機関等から返還を求めた額は、約7.2億0千万円(対前年度比約1.7億0千万円減)
(内訳)

- ・ 指導による返還分 : 約3.1億3千万円(対前年度比 約9億6千万円減)
- ・ 適時調査による返還分 : 約3.6億8千万円(対前年度比 約6億8千万円減)
- ・ 監査による返還分 : 約4億0千万円(対前年度比 約5千万円減)

<保険診療における指導・監査 HP>

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuhoken/shidou_kansa.html

平成 29 年度における保険医療機関等の指導・監査等の実施状況

1. 指導の実施状況

(1) 個別指導

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計
保険医療機関等	1,628件	1,314件	1,675件	4,617件
保 険 医 等	6,611人	1,803人	2,440人	10,854人

(2) 新規個別指導

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計
保険医療機関等	2,231件	1,558件	2,356件	6,145
保 険 医 等	3,042人	1,975人	3,323人	8,340人

(3) 集団的個別指導

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計
保険医療機関等	4,426件	4,971件	3,827件	13,224件

2. 適時調査の実施状況

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計
保険医療機関等	3,632件	10件	1件	3,643件

3. 監査の実施状況

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計
保険医療機関等	25件	33件	8件	66件
保 険 医 等	68人	59人	40人	167人

4. 保険医療機関等の指定取消等及び保険医等の登録取消等の状況

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計	
保険医療機関等	指 定 取 消	4件	9件	0件	13件
	指定取消相当	4件	10件	1件	15件
	計	8件	19件	1件	28件
保 険 医 等	登 録 取 消	5人	12人	0人	17人
	登録取消相当	0人	1人	0人	1人
	計	5人	13人	0人	18人

5. 保険医療機関等の指定取消等に係る端緒

- (1) 保険者等からの情報提供 21件 (保険者、医療機関従事者等、医療費通知に基づく被保険者等)
- (2) その他 7件

6. 返還金額の状況

返還金額は、71億9888万円であった。

- ・ 指導による返還分 31億2641万円
- ・ 適時調査による返還分 36億7539万円
- ・ 監査による返還分 3億9709万円

7. 指導・監査等の実施状況等の年度推移

区分	保険医療機関等 (単位:件)					保険医等 (単位:人)						
	年度	25	26	27	28	29	年度	25	26	27	28	29
個別指導	医科	1,563	1,604	1,566	1,601	1,628	医師	8,166	7,797	4,287	4,986	6,611
	歯科	1,400	1,365	1,331	1,324	1,314	歯科医師	2,126	2,196	1,845	1,979	1,803
	薬局	1,437	1,497	1,506	1,598	1,675	薬剤師	1,905	2,073	2,143	2,326	2,440
	計	4,400	4,466	4,403	4,523	4,617	計	12,197	12,066	8,275	9,291	10,854
新規個別指導	医科	2,104	2,097	2,170	2,154	2,231	医師	2,475	2,355	2,666	2,918	3,042
	歯科	1,557	1,623	1,709	1,599	1,558	歯科医師	1,822	1,916	1,847	1,613	1,975
	薬局	2,509	2,798	2,616	2,420	2,356	薬剤師	3,383	3,538	3,430	2,880	3,323
	計	6,170	6,518	6,495	6,173	6,145	計	7,680	7,809	7,943	7,411	8,340
集個別指導	医科	4,499	4,170	4,305	4,630	4,426						
	歯科	5,003	5,058	5,002	4,920	4,971						
	薬局	3,967	3,851	3,928	4,130	3,827						
	計	13,469	13,079	13,235	13,680	13,224						
適時調査	医科	2,453	2,346	2,561	3,356	3,632						
	歯科	12	0	0	7	10						
	薬局	43	1	1	0	1						
	計	2,508	2,347	2,562	3,363	3,643						
監査	医科	37	35	37	28	25	医師	101	112	78	103	68
	歯科	47	45	45	39	33	歯科医師	98	148	81	120	59
	薬局	10	7	8	7	8	薬剤師	33	32	22	40	40
	計	94	87	90	74	66	計	232	292	181	263	167
取消 (取消相当含む)	医科	37	15	10	8	8	医師	9	8	7	6	5
	歯科	21	19	26	18	19	歯科医師	16	14	18	14	13
	薬局	1	7	1	1	1	薬剤師	1	8	1	1	0
	計	59	41	37	27	28	計	26	30	26	21	18

取消の端緒	年度	取消保険医療機関等数 (単位:件)				
		25	26	27	28	29
保険者等からの情報提供		30	25	20	18	21
その他		29	16	17	9	7
合計		59	41	37	27	28

年度	返 還 金 額 (単位:万円)				対前年度比増▲減
	指導によるもの	適時調査によるもの	監査によるもの	合計	
25	341,903	617,508	501,756	1,461,167	—
26	413,453	651,527	267,397	1,332,377	▲128,790
27	451,089	763,351	29,297	1,243,737	▲88,640
28	408,898	435,931	44,705	889,535	▲354,202
29	312,641	367,539	39,709	719,888	▲169,647

8. 保険医療機関等の指導・監査等の実施状況（都道府県別）

（単位：件）

都道府県	個別指導				新規個別指導				集団的個別指導				適時調査				監査			
	医科	歯科	薬局	合計	医科	歯科	薬局	合計	医科	歯科	薬局	合計	医科	歯科	薬局	合計	医科	歯科	薬局	合計
01 北海道	66	33	41	140	61	50	30	141	187	245	173	605	279	0	0	279	0	1	0	1
02 青森	21	23	24	68	7	4	9	20	33	46	45	124	59	0	0	59	1	0	0	1
03 岩手	17	25	23	65	19	7	23	49	38	46	47	131	53	0	0	53	0	1	2	3
04 宮城	33	44	48	125	47	29	58	134	65	83	86	234	80	0	0	80	0	0	0	0
05 秋田	17	17	21	55	9	7	19	35	26	32	38	96	44	0	0	44	0	0	0	0
06 山形	27	21	23	71	11	16	15	42	32	33	46	111	49	0	0	49	1	0	0	1
07 福島	32	36	36	104	23	25	20	68	48	66	66	180	72	1	0	73	0	1	0	1
08 茨城	31	50	42	123	28	28	42	98	65	97	89	251	63	0	0	63	0	1	0	1
09 栃木	29	38	24	91	19	27	35	81	52	64	59	175	55	0	0	55	0	0	0	0
10 群馬	40	30	32	102	28	22	52	102	65	75	45	185	67	0	0	67	0	0	0	0
11 埼玉	75	89	78	242	113	77	128	318	182	208	153	543	87	0	0	87	0	1	0	1
12 千葉	58	74	76	208	79	86	112	277	150	255	132	537	100	0	0	100	0	1	0	1
13 東京	120	61	124	305	451	282	306	1,039	440	786	355	1,581	161	3	1	165	5	8	0	13
14 神奈川	73	37	108	218	203	89	250	542	200	302	150	652	86	2	0	88	1	3	0	4
15 新潟	36	7	39	82	27	25	44	96	56	95	85	236	66	1	0	67	0	2	0	2
16 山梨	14	15	16	45	14	7	15	36	28	34	32	94	31	0	0	31	0	0	0	0
17 長野	36	33	33	102	31	16	22	69	55	65	48	168	66	0	0	66	0	1	0	1
18 富山	19	18	16	53	12	8	11	31	29	32	31	92	58	0	0	58	0	0	0	0
19 石川	11	18	18	47	7	5	15	27	32	37	38	107	76	0	0	76	0	0	0	0
20 岐阜	19	20	35	74	25	16	14	55	68	58	69	195	53	0	0	53	3	0	3	6
21 静岡	36	50	48	134	66	37	114	217	103	137	128	368	62	0	0	62	0	1	0	1
22 愛知	57	66	100	223	129	92	123	344	185	288	237	710	86	1	0	87	0	0	0	0
23 三重	20	30	27	77	17	23	26	66	72	53	54	179	65	0	0	65	1	0	0	1
24 福井	18	12	11	41	2	4	10	16	23	21	21	65	40	0	0	40	0	0	0	0
25 滋賀	20	10	21	51	20	19	25	64	32	30	41	103	34	0	0	34	0	0	0	0
26 京都	14	16	37	67	57	33	58	148	140	106	51	297	79	0	0	79	0	0	0	0
27 大阪	40	32	57	129	201	131	171	503	471	435	302	1,208	176	0	0	176	5	4	2	11
28 兵庫	35	26	26	87	108	78	88	274	292	236	193	721	118	0	0	118	2	1	1	4
29 奈良	38	7	20	65	27	10	20	57	42	28	38	108	44	0	0	44	1	0	0	1
30 和歌山	27	18	18	63	15	9	16	40	41	34	36	111	48	0	0	48	0	0	0	0
31 鳥取	7	6	10	23	6	2	5	13	24	18	21	63	44	0	0	44	0	0	0	0
32 島根	19	10	12	41	12	10	9	31	32	22	24	78	45	0	0	45	0	0	0	0
33 岡山	40	8	30	78	20	18	35	73	81	0	55	136	83	0	0	83	0	0	0	0
34 広島	50	11	53	114	36	42	45	123	164	121	116	401	100	1	0	101	0	1	0	1
35 山口	38	28	29	95	19	10	19	48	61	56	55	172	74	0	0	74	0	0	0	0
36 徳島	22	12	15	49	4	8	9	21	28	26	30	84	56	0	0	56	0	2	0	2
37 香川	23	15	21	59	14	8	19	41	47	31	41	119	45	0	0	45	1	1	0	2
38 愛媛	30	29	23	82	8	15	24	47	58	54	46	158	71	0	0	71	0	1	0	1
39 高知	18	15	14	47	7	8	21	36	36	23	27	86	65	0	0	65	0	0	0	0
40 福岡	53	53	71	177	133	87	118	338	268	245	182	695	129	1	0	130	1	1	0	2
41 佐賀	20	17	18	55	8	5	15	28	35	35	39	109	77	0	0	77	0	0	0	0
42 長崎	49	30	28	107	16	17	23	56	56	47	57	160	78	0	0	78	0	0	0	0
43 熊本	38	25	32	95	20	16	38	74	86	70	63	219	90	0	0	90	0	0	0	0
44 大分	34	22	20	76	20	14	18	52	45	41	38	124	83	0	0	83	0	0	0	0
45 宮崎	32	21	22	75	13	6	15	34	40	39	45	124	78	0	0	78	1	0	0	1
46 鹿児島	48	34	34	116	19	16	32	67	63	68	68	199	87	0	0	87	1	0	0	1
47 沖縄	28	22	21	71	20	14	40	74	50	48	32	130	70	0	0	70	1	1	0	2
合計	1,628	1,314	1,675	4,617	2,231	1,558	2,356	6,145	4,426	4,971	3,827	13,224	3,632	10	1	3,643	25	33	8	66

9. 保険医療機関等取消等状況

都道府県名	保 険 医 療 機 関 等					保 険 医 等	
	名 称	区分	指定取消年月日 ()は取消相当	返還額	主な事故内容	氏 名	登録取消年月日 ()は取消相当
1 北海道	あおき歯科クリニック	歯	H29.11.21	15,609千円	架空請求、付増請求、 振替請求、二重請求、 その他の請求	青木英兒	H29.11.21
2 宮 城	たんの歯科クリニック	歯	H29.8.25	1,854千円	振替請求	丹野 直哉	H29.8.25
3 千 葉	医療法人社団 郁栄会 ペイデンタルクリニック	歯	H29.9.1	精査中	その他の請求		
4 東 京	フロッキーズクリニック	医	H29.5.19 【執行停止中】	精査中	付増請求	池上 恭司	H29.5.19 【執行停止中】
5 東 京	新宿セントラルクリニック (H28.4.7廃止)	医	(H30.3.14)	精査中	その他の請求	林 道也	H30.3.14
6 東 京	医療法人社団天翁会 新天本病院 (H28.11.30廃止)	医	(H29.10.24)	精査中	その他の請求		
7 東 京	土戸歯科医院 (H24.12.28廃止)	歯	(H29.4.21)	3,434千円	架空請求、付増請求	土戸 善博 (H28.1.3登録抹消)	(H29.4.21)
8 東 京	五反田イースト歯科 (H27.10.14廃止)	歯	(H29.4.21)	精査中	その他の請求		
9 東 京	芝浦デンタルクリニック	歯	H29.10.17	精査中	監査拒否	佐々木 和則	H29.10.17
10 新潟	不二崎歯科医院	歯	H29.6.23	8,747千円	付増請求、振替請求、 二重請求	不二崎 正徑	H29.6.23
11 愛 知	医療法人横山胃腸科病院 (H28.5.31廃止)	医	(H29.10.19)	精査中	その他の請求		
12 愛 知	寺西歯科医院	歯	H30.2.15	8,089千円	付増請求、振替請求、 二重請求、その他の請求	寺西 信吾	H30.2.15
13 大 阪	たかみクリニック (H29.11.30廃止)	医	(H29.12.4)	1,994千円	付増請求		
14 大 阪	田村クリニック	医	H30.1.1	精査中	架空請求、付増請求	田村 迪紀	H30.1.1
15 大 阪	医療法人八龍会 守口なかみどり歯科 (H28.2.29廃止)	歯	(H29.11.27)	精査中	振替請求、その他の請求		
16 大 阪	医療法人八龍会 なかみどり歯科 (H28.7.31廃止)	歯	(H29.11.27)	精査中	架空請求、付増請求、 振替請求、その他の請求		
17 大 阪	医療法人八龍会 堺なかみどり歯科 (H28.2.29廃止)	歯	(H29.11.27)	精査中	その他の請求		
18 大 阪	医療法人八龍会 箕面なかみどり歯科 (H28.2.29廃止)	歯	(H29.11.27)	精査中	その他の請求		
19 滋 賀	新八日市歯科 (H26.11.30廃止)	歯	(H29.11.13)	2,853千円	付増請求、振替請求、 二重請求、その他の請求		
20 兵 庫	片野歯科医院 (H28.7.31廃止)	歯	(H29.6.15)	精査中	架空請求、付増請求、 振替請求、その他の請求	片野 隆 片野 昭	H29.6.15
21 兵 庫	オリブ薬局 (H29.10.31廃止)	薬	(H29.11.13)	1,964千円	その他の請求		
22 岡 山	矢木内科小児科	医	H30.3.1	4,912千円	架空請求、付増請求、 その他の請求	矢木 晋	H30.3.1
23 岡 山	藤川歯科医院 (H28.12.5廃止)	歯	(H30.3.1)	精査中	監査拒否	藤川 信昌	H30.3.1
24 徳 島	幸田歯科	歯	H30.2.21	355千円	付増請求、二重請求、 その他の請求	幸田 直彦	H30.2.21
25 福 岡	まち神経内科クリニック	医	H30.3.15 【執行停止中】	精査中	架空請求、付増請求、 振替請求、その他の請求	町 ミチ	H30.3.15 【執行停止中】
26 福 岡	タケ・デンタルクリニック	歯	H29.7.7	精査中	付増請求、振替請求、 二重請求、その他の請求	武石 一秀	H29.7.7
27 鹿児島	中川歯科医院 (H29.2.28廃止)	歯	(H29.11.1)	912千円	監査拒否	中川 武文	H29.11.1
28 鹿児島	しのはら歯科クリニック	歯	H29.11.1	1,564千円	付増請求、振替請求、 二重請求、その他の請求	篠原 英明	H29.11.1
○保険医療機関等		指定取消	指定取消相当	○保険医等		登録取消	登録取消相当
医 科		4件	4件	医 師		5人	0人
歯 科		9件	10件	歯科医師		12人	1人
薬 局		0件	1件	薬 剤 師		0人	0人
計		13件	15件	計		17人	1人

※ 返還額は、平成30年10月末現在のものである。

10. 保険医療機関等の取消等に係る主な事例

【医科】

保険医療機関等名	(岡山県) 矢木内科小児科	【平成 30 年 3 月 1 日 指定取消】
不正の区分	架空請求、付増請求、その他の請求	(返還金額 4,912 千円)
不正の内容等	<p>1. 監査に至った経緯</p> <p>個別指導を実施したところ、実際に患者が来院した日に長期投薬を行いながらも、月に複数回の診療を行ったこととして投薬を分割し、患者が来院していない日の再診料、特定疾患療養管理料等の診療報酬請求を行っていたことを認め、不正な診療報酬の請求が強く疑われたことから、監査を実施した。</p> <p>2. 監査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実際には行っていない保険診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求していた。 ・実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。 ・保険診療と認められないものを、保険診療を行ったように装って、診療報酬を不正に請求していた。 <p>3. 処分等</p> <p>平成 30 年 3 月 1 日 保険医療機関の指定取消、保険医の登録取消</p>	

【歯科】

保険医療機関等名	(北海道) あおき歯科クリニック	【平成 29 年 11 月 21 日 指定取消】
不正の区分	架空請求、付増請求、振替請求、二重請求、その他の請求	(返還金額 15,609 千円)
不正の内容等	<p>1. 監査に至った経緯</p> <p>個別指導を実施したところ、歯科技工指示書、歯科技工納品書及び歯科技工請求書で確認できないレジン前装金属冠及び硬質レジンジャケット冠等が散見された。</p> <p>患者調査を実施したところ、実際には診療を行っていない月に診療を行ったものとして診療報酬請求している等、診療内容及び診療報酬請求に関して不正請求及び不当請求が強く疑われたことから、監査を実施した。</p> <p>2. 監査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実際には行っていない保険診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求していた。 ・実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。 ・実際に行った保険診療を保険点数の高い別の診療に振り替えて、診療報酬を不正に請求していた。 ・自費診療として患者から費用を受領しているにもかかわらず、同診療を保険診療したものとして、診療報酬を不正に請求していた。 ・保険診療と認められないものを、保険診療を行ったように装って、診療報酬を不正に請求していた。 <p>3. 処分等</p> <p>平成 29 年 11 月 21 日 保険医療機関の指定取消、保険医の登録取消</p>	

(用語解説)

I 全般的事項

1 保険医療機関等

保険医療機関及び保険薬局の総称。医療機関または薬局の申請に基づき、地方厚生(支)局長が指定する。指定を受けることにより、いわゆる保険診療(保険調剤を含む。以下同じ。)を提供できることとなる。

2 保険医等

保険医及び保険薬剤師の総称。医師、歯科医師または薬剤師の申請に基づき、地方厚生(支)局長が登録する。登録を受けることにより、いわゆる保険診療に従事できることとなる。

3 不正請求

診療報酬(調剤報酬を含む。以下同じ。)の請求のうち、詐欺や不法行為に当たるもの。架空請求、付増請求、振替請求、二重請求、その他の請求に区分される。

① 架空請求

実際に診療(調剤を含む。以下同じ。)を行っていない者につき診療をしたごとく請求すること。診療が継続している者であっても当該診療月に診療行為がないにもかかわらず請求を行った場合、当該診療月分については架空請求となる。

② 付増請求

診療行為の回数(日数)、数量、内容等を実際に行ったものより多く請求すること。

③ 振替請求

実際に行った診療内容を保険点数の高い他の診療内容に振り替えて請求すること。

④ 二重請求

自費診療を行って患者から費用を受領しているにもかかわらず、保険でも診療報酬を請求すること。

⑤ その他の請求

a 医師数、看護師数等が医療法の標準数を満たしていないにもかかわらず、入院基本料を減額せずに請求した場合

b 入院患者数の平均が基準以上であるにもかかわらず、入院基本料を減額せずに請求した場合

c 施設基準の要件を満たしていないにもかかわらず、虚偽の届出を行った場合

d 保険診療と認められないものを請求した場合(患者の依頼のない往診、健康診断、無診察投薬、自己診療等)等。

4 不当請求

診療報酬の請求のうち、算定要件を満たしていない等、その妥当性を欠くもの。

例:「指導の要点」を診療録(カルテ)に記載することを条件に算定が認められている診療報酬について、カルテに指導の要点を記載していない。

5 返還金額

個別指導、新規個別指導、適時調査または監査の結果、不正請求または不当請求が確認された場合に、同様の事故について保険医療機関等において自己点検のうえ地方厚生(支)局に提出した返還同意書に記載された金額。

本資料における返還金額は、指導に関するものであれば、平成29年度及び平成28年度以前に個別指導または新規個別指導を行ったもののうち、保険医療機関等が実施した自己点検結果について、平成29年度中に地方厚生(支)局において返還金関係書類を保険者に通知したもの。

II 指導関係

1 指導

保険医療機関等、保険医等に対して、保険診療・保険調剤の質的向上及び適正化を図ることを目的として、療養担当規則等に定められている診療方針、診療報酬・調剤報酬の請求方法、保険医療の事務取扱等について周知徹底する。(健康保険法第73条等)

実施対象や方法等により集団指導、集団的個別指導、個別指導に分類される。

2 個別指導

指導の一類型であり、地方厚生(支)局及び都道府県が指導対象となる保険医療機関等を一定の場所に集めて又は当該保険医療機関等において個別に面接懇談方式により行う。なお、個別指導にはこのほか、厚生労働省が主体となって実施する(特定)共同指導がある。

なお、指導完了後、その内容に応じ、必要な措置(概ね妥当・経過観察・再指導・要監査)が採られる。

3 新規個別指導

個別指導のうち、新たに指定された保険医療機関等を対象として行われるもの。

4 集団的個別指導

指導の一類型であり、地方厚生(支)局及び都道府県が共同で指導対象となる保険医療機関等を一定の場所に集めて個別に簡便な面接懇談方式により行う。

III 適時調査関係

1 施設基準

一定の人員要件や設備要件を充足している場合に、地方厚生(支)局長へ所定の届出を行うことにより、診療報酬の算定において通常よりも高い点数が算定可能となるもの。具体的には、看護師の配置を手厚くすることにより算定が認められる入院基本料等、約500種類の施設基準がある。

2 適時調査

施設基準を届け出ている保険医療機関等について、地方厚生(支)局が当該保険医療機関等に直接赴いて、届け出られている施設基準の充足状況を確認するために行う調査。

IV 監査関係

1 監査

保険医療機関等の診療内容又は診療報酬の請求について、不正又は著しい不当が疑われる場合等において、的確に事実関係を把握するために行う(健康保険法第78条等)

なお、監査完了後、確認された事実に応じ、必要な措置(取消処分・戒告・注意)が採られる。本資料における監査件数(人数)は、平成29年度中に1回以上、監査を実施した保険医療機関等(保険医等)の件数(人数)を計上している。

2 取消

監査後に採られる行政上の措置の一つ。保険医療機関等の指定取消処分及び保険医等の登録取消処分のことであり、次のいずれかに該当する場合に取消処分の対象となる。

- ① 故意に不正又は不当な診療を行った場合
- ② 故意に不正又は不当な診療報酬の請求を行った場合
- ③ 重大な過失により、不正又は不当な診療をしばしば行った場合
- ④ 重大な過失により、不正又は不当な診療報酬の請求をしばしば行った場合

取消処分を受けると、その旨が公表されるほか、原則として5年間、保険医療機関等の再指定及び保険医等の再登録を受けることができないこととなる。

3 取消相当

本来、取消処分(保険医療機関等の指定取消、保険医等の登録取消)を行うべき事案について、保険医療機関等が既に廃止され、又は保険医等が既にその登録を抹消している等のため、これら行政処分を行えない場合に行われる取扱いであり、取消処分の場合と同様、取消相当である旨が公表されるほか、原則として5年間、再指定(再登録)を受けることができないこととなる。

(参考) 厚生労働省ホームページ：保険診療における指導・監査

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuhoken/shidou_kansa.html